

青少年の皆さん、
そして
保護者の皆さまへ

サイバー犯罪

家族みんなで気をつけよう!



誹謗中傷に注意

掲示板の管理者やプロバイダ等に 掲示板の削除等を相談

ホームページ・掲示板等に、掲載されている情報が個人の権利を不当に侵害（自分の個人情報や画像が勝手に掲載されたり、悪口が書かれたり）している場合には、掲示板の管理者やプロバイダ等が情報の送信を停止することができるようになっています。（プロバイダ責任制限法）



対策

- 他人の個人情報を本人の許諾なく掲載することは厳に慎みましょう。
- ホームページや掲示板は、どのような人が見ているかわかりませんから、自分の家族・友人の個人情報を安易に載せないようにしましょう。
- 自分の個人情報をある程度公開しなければならないときは、電話番号や詳細な住所などまで本当に必要なのか、十分に考えてから実行しましょう。

平成19年上半期の名誉毀損、誹謗中傷等に関する相談受理件数

4,202件 (前年同期比15.8%増)

実例

中学校の女子生徒が自分の携帯電話から、インターネット掲示板に他の中学生を誹謗する内容を書き込み、侮辱した。

(平成19年1月)

出会い系サイト

出会い系サイト利用上の規制

「出会い系サイトの利用は18歳未満の児童は利用できません。」
出会い系サイトを利用して大人が18歳未満の児童に性交等の相手をしてほしい、お金を払うから交際してほしいなど書き込みすること、18歳未満の児童が性交等の相手や援助交際の相手を探す書き込みをすることは、「出会い系サイト規制法」で禁止されており、処罰の対象となります。

甘い言葉の奥に、恐ろしいワナが

メールの相手はどんな人なのかわかりません。出会い系サイトで知りあった者に殺されたり、誘拐されたりする事件が発生しています。

対策

- 「出会い系サイト」は、見ない。書き込まない。絶対に会わない。
- ※ 出会い系サイトにかかる犯罪予防ページ <http://www.npa.go.jp/cyber/deai/>



実例

女子児童が、出会い系サイトで知りあった男にホテルに連れ込まれ、わいせつな行為をされるとともに覚せい剤を注射された。

(平成19年1月)

架空・不当請求メール

架空・不当請求メールには 落ちついて対応

利用していない有料サイトの料金を請求する「**架空請求**」メール、メール中のURLをクリックしただけで料金が請求される「**不当請求(ワンクリック請求)**」メールが依然として多いようです。不意の料金請求がきても、身に覚えのないものや、「有料」である明確な表示がないものについては、支払う必要はありません。

対策

- 慌てて料金を支払わない。
- メールを返信したり問い合わせの連絡先に連絡しない。
- 不審なURLをクリックしない。
- 証拠を保存しておく。



ネットゲーム(オンラインゲーム)

ゲーム内の“ルール違反”では すまされない不正アクセス

ネットゲーム上で相手のアイテムを盗んだりしようとして他人のID・パスワードを無断で使用してログインすることは「**不正アクセス禁止法違反**」という立派な犯罪となります。たとえゲームであっても、他人のID・パスワードを無断で使ってはいけません。

また、こうした被害にあわないように、自分のパスワードが他人に知られないよう、気をつけることが大切です。特に簡単なパスワードは他人に見破られてしまいますので禁物です。

ネットゲームの向こう側には「人」がいる事を忘れずに、ルールやマナーを守って遊びましょう。

対策

- ルールを守ってプレイする。
- パスワードを人に教えない。

